在留外国人の預金口座の管理に関する運用方針について

令和7年6月24　日
山梨県民信用組合

当組合は、これまでも預金口座の不正利用及び詐欺被害の防止に向けて取り組んで参りました。しかし、最近ではそれらの犯罪に関する手口が巧妙化等しており、それによりいまだに被害が拡大している現状を鑑みますと、更なる取り組みを行っていく必要があります。

国では、令和6年6月18日に犯罪対策閣僚会議において「国民を詐欺から守るための総合対策」をとりまとめ、その中で帰国する在留外国人から不正に譲渡された預金口座が犯罪に利用される実態がみられるとして、在留期間に基づいた預金口座の管理を強化する対策を金融機関に求めています。

こうしたことから、当組合では、今後も国を含む関係機関の指導、助言等の下で、預金口座を通じて行われる金融犯罪への対策を行って参りますが、今般その一つとして、在留外国人のお客様の預金口座の管理に係る運用を定めまして、その強化を図ります。

なお、在留外国人のお客様におかれましても、預金口座は生活の基盤となるものでありますことから、関係する情報の周知を行いますとともに、在留期間更新等の適切な確認を実施することによりまして、お取引に支障をきたさないようにいたします。

1　運用の方針

当組合は、次の方針に基づき、在留外国人のお客様の預金口座の管理を行います。

- 預金口座開設の際に厳格な確認及び対応を行います。
- お客様情報の更新及びお取引のモニタリングの実施並びに必要な調査を行います。
- 調査結果よりお客様情報の更新が確認できない場合等の預金口座のお取引の全部又は一部を制限します。
- 関係機関からの情報提供によりまして預金口座のお取引の全部又は一部を制限します。
- 関係機関からの情報提供の要請に対応いたします。
- 預金口座のお取引の全部又は一部の制限となった事由の解消によりまして、これらの措置を解除いたします。

2　具体的な運用

運用の方針に従いまして、具体的には次のとおり運用を実施して参ります。

- ✔ 預金口座開設時に在留カードの確認を必須とさせていただき、これに応じていただけない間はお取引に係る当組合の義務の履行を拒絶させていただきます。
- ✔ お客様情報及びお取引のモニタリングを定期的に行い、在留期間更新等の未確認、不自然なお取引等に関して調査を実施しまして、適切な確認を行います。
- ✔ お客様の在留期間更新等の未届、当組合が疑わしいお取引と判断した場合等には、預金口座のお取引の全部又は一部の制限を、お客様へ事前に通知した上で実施します。
- ✔ 関係機関からの情報提供に基づき、当組合が必要と判断した場合には、預金口座のお取引の全部又は一部の制限を、お客様へ事前に通知した上で実施します。
- ✔ 関係機関からお客様やお取引等の情報提供の要請があった場合には、適時・適切に対応を行います。
- ✔ 在留期間更新等が確認されたことによりまして、預金口座のお取引の全部又は一部の制限となった事由が解消した場合には、これらの措置を速やかに解除いたします。

３ 周知等

在留外国人のお客様に対しましては、当組合の方針を伝えまして、在留期間更新等の適切な手続きを行うようお願いしますとともに、ご自身の預金口座の譲渡は犯罪であり、帰国時には必ず解約手続きを行いますよう、関係機関のリーフレット等を活用しまして周知を図って参ります。